

## 事前確定届出給与を支給しなかった場合

**Q** : 事前確定給与として税務署に届け出た役員給与を支給せず、未払いとした場合はどうなりますか？

**A** : 個々に事実判定されることとなります。

### 【解説】

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給される給与で、その給与に係る職務の執行を開始する日と会計期間3月経過日とのいずれか早い日までに、納税地の所轄税務署長に一定の事項を記載した届出をしている場合のその給与をいいます。

したがって、事前届出確定給与として届け出た役員給与をその届出どおりに支給した場合には、その役員給与は損金の額に算入することができますが、届け出た内容と違う給与である場合には、その給与は損金に算入することはできないこととされています。

ところで、この事前届出給与を未払計上した場合はどうなるかですが、これについては、未払計上であっても債務が確定していることから支給した金額に含まれると考えられるけれど、役員と会社との関係は委任契約であるということからすると、事前確定届出給与の確定額に未払いが見込まれる金額が含まれることはなく、未払いが含まれている場合のその金額は確定額とはいえないのではないかとさえいえることから、未払計上している場合には、給与としての実態が伴っているかどうかをはじめとし、個々に判断をすることです。金額決定は慎重にしましょう。

